

母子生活支援施設 虹ヶ丘園 令和6年度 事業計画

平成28年の児童福祉法の改正により、「児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする」と明確に示された。母子生活支援施設は社会的養護関係施設の中で、親子分離を伴わずに、家庭に対する直接的な支援が実施できる唯一の施設である。この特性を十分に理解したうえで、令和6年度の事業を以下の通り推進する。

Ⅰ 中・長期計画に基づく事項

法人理念、虹ヶ丘園の施設理念・基本方針を実現するために策定した中・長期計画に基づき、令和6年度の事業計画を次のように策定する。

以下の5項目を、重点課題と設定することとし、関連する事業計画の内容に、その旨付記することとする。

- 重点課題1：権利擁護及び入所児・者の声の反映
- 重点課題2：業務の標準化
- 重点課題3：支援の質の向上、アセスメントの充実
- 重点課題4：リスクマネジメントの充実
- 重点課題5：心理的ケアの充実

1 社会的養育の養育・支援計画

(1) 被虐待児童等虐待防止や体罰禁止等の権利擁護 【重点課題1】

課題：

- ・「被措置児童虐待防止マニュアル」の内容の周知が不十分である。
- ・権利擁護に関する具体的な取り組みを継続する必要がある。

目標：

- ・「被措置児童虐待防止マニュアル」の内容を職員に周知する。
- ・権利擁護に関する具体的な取り組みを検討し実施する。

(2) 専門的支援の強化 【重点課題3、重点課題5】

課題：

- ・DV被害者、被虐待児、障害のある母と子、経済的な困窮等々重複した課題を抱えて入所に至る母子が多い。
- ・入所児童に正しい知識を伝えるための知識を職員が得ていない。

目標：

- ・必要とされる専門性（心理的ケアを含む）を強化するための具体的な取り組みを検討し実施する。
- ・職員が性についての正しい知識を習得する。

(3) 感染症拡大防止対応 【重点課題3】

課題：

- ・感染症の防止策及び拡大防止策が徹底されていない。

目標：

- ・感染症の防止策及び拡大防止策を明確にし、いざというときに行動に移せるよう、訓練を実施する。

(4) 適切なアセスメント実施 【重点課題3】

課題：

- ・入所時から、入所中、退所後にわたる一連の支援のためのアセスメント手法が定着していない。

目標：

- ・アセスメント手法を周知したうえで活用し、適切なアセスメントを実施する。

2 組織体制について

(1) 権利擁護（苦情解決、個人情報及びプライバシーの保護）の推進 【重点課題1】

課題：

- ・受動的ではなく、能動的に苦情等を受け付ける体制が整っていない。
- ・プライバシーに関する具体的な方針やルールが明確化されていない。
- ・不適切なかかわりなどの各種ハラスメントに対する防止策として、日々の振り返りなどの具体的な取り組みが実施されていない。

目標：

- ・能動的に苦情等を受け付けるための具体的な取り組みを検討し実施する。
- ・プライバシーに関する具体的な方針やルールを明確化する。
- ・不適切なかかわりなどの各種ハラスメントに対する防止策として、日々の振り返りなどの具体的な取り組みを実施する。

(2) 施設運営の透明性確保

課題：

- ・母子生活支援施設の存在意義が関係機関等に認識されていない。
- ・第三者評価基準による自己評価を実施する年度である。
- ・施設内の日用品や消耗品等の受払い状況が把握しきれていない。

目標：

- ・関係機関に母子生活支援施設に関する情報を提供する。
- ・第三者評価基準による自己評価を実施し、結果を閲覧できる状態にする。
- ・受払いの状況の記録等を必要とする備品を抽出し、記録簿等を整備する。

(3) 地域支援の拠点機能の強化

課題：

- ・地域の福祉ニーズを把握していない。

目標：

- ・地域の福祉ニーズの把握に努める。

(4) 業務の標準化・改善システムの構築 【重点課題2】

課題：

- ・標準化されていない業務が多い。

目標：

- ・業務の抽出を行い、それぞれについて標準化としてマニュアル等の作成を行う。

(5) 災害事故対策の推進 【重点課題4】

課題：

- ・事業継続計画（BCP）が完成していない。
- ・「危機対応マニュアル」が、活用されていない。
- ・ヒヤリハット報告書と事故発生報告書の提出が少ない。
- ・「安全計画」を策定したが、毎年見直す必要がある。

目標：

- ・事業継続計画（BCP）を完成させ、職員の共通理解を図る。
- ・「危機対応マニュアル」の内容の見直しを行う、活用されるものに更新する。
- ・ヒヤリハット報告書と事故発生報告書の提出を増加させるための具体的な取り組みを継続して検討し実施する。
- ・「安全計画」の見直しを行う。

3 設備の整備

(1) 施設設備の整備改善

課題：

- ・施設・設備の整備・改善についての計画がない。

目標：

- ・施設・設備の整備・改善についての計画が必要な個所を把握する。

(2) 災害事故対策（ハード的側面）

課題：

- ・災害が発生した時やライフラインが止まってしまう等の事態に陥った際に、自助により対応しきれない備品を十分確保できていない。

目標：

- ・災害が発生した時やライフラインが止まってしまう等の事態に陥った際に、自助により対応しきれない備品を確保する。

4 職員体制について

(1) 職員配置計画

課題：

- ・「群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく配置とし、こ

れを維持するよう努めるため、施設全体で条例の内容の理解を継続する必要がある。

目標：

- ・施設全体で「群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の内容を学ぶ機会を設ける。

(2) 役割分担（責任体制）

課題：

- ・運営規程に職務分掌が規定されているが、活用できていない。

目標：

- ・運営規程に規定されている職務分掌を知る機会を設ける。

5 人材育成

(1) 研修体制の確立

課題：

- ・「研修実施要綱」を作成し、職場研修の体制を確立したが、定着していない。
- ・職場研修のうち OJT が大きなウエイトを占めることについて、職員の理解を継続する必要がある。

目標：

- ・「研修実施要綱」の内容を知る機会を設ける。
- ・職場研修のうち OJT が大きなウエイトを占めることを、職員が理解する機会を設ける。

(2) スーパービジョン

課題：

- ・OJT の一手法としてスーパービジョンが位置付けられるという認識を定着する必要がある。

目標：

- ・スーパービジョンの体系を明示し、定期・不定期、意図的・適宜等、適切にスーパービジョンが実施できるよう具体的な取り組みを検討し実施する。

(3) ケースカンファレンス（アセスメント会議、自立支援会議）

課題：

- ・OJT の一手法としてケースカンファレンス（アセスメント会議、自立支援会議）が位置付けられるという認識を定着する必要がある。

目標：

- ・ケースカンファレンス（アセスメント会議、自立支援会議）での学びを意識できるよう記録に残すなど、具体的な取り組みを検討し実施する。

(4) 権利擁護 【重点課題 1】

課題：

- ・職員の階層別に必要な権利擁護に関する役割を認識し、それに見合う業務を実施しているという実感が得られていない。

目標：

- ・職員の階層別に必要な権利擁護に関する役割を認識する機会を設け、それに見合う業務を実施しているという実感が得られるよう、具体的な取り組みを検討し実施する。

(5) 職員の離職防止

課題：

- ・職員が一人で抱え込まなくてもいいという意識が浸透していない。
- ・業務における心理的安全性の確保に努める。

目標：

- ・職員が一人で抱え込まなくていいという認識に至るよう、具体的な取り組みを検討し実施する。
- ・「心理的安全性の確保」の意識が浸透するよう、具体的な取り組みを検討し実施する。

6 職員処遇

課題：

- ・職員処遇向上の担い手は、職員自身であることの認識を定着する必要がある。

目標：

- ・職員処遇向上の担い手は、職員自身であることの認識を定着するため具体的な取り組みを検討し実施する。

II 定数

- ・令和6年度の入所世帯定数は、20世帯とする。(暫定定員ではない。)
- ・入所世帯の特性をふまえ、広域等の入所受け入れについても積極的に取り組む。

III 職員配置

施設長1名、母子支援員4名、少年指導員4名、調理員等(専門職)1名、
個別対応職員1名、心理療法担当職員1名、嘱託医1名

合計13名 (常勤12名、非常勤1名)

IV 会議等

次に掲げる種類の会議、委員会を実施し、職員が連携しながら円滑な運営を行う

会議

- ・職員会議 月1回(第3火曜日 13:00~15:00)
- ・調整会議 月2回(第1・3火曜日 9:30~10:30)
- ・アセスメント会議 月1回(第1火曜日 10:30~12:00)
- ・自立支援会議 月1回(第3火曜日 10:30~12:00)
- ・職種会議 月1回(第3火曜日 15:00~15:30)

- ・公文会議 月1回（第1金曜日 14：00～15：00 東光虹の家と合同）
- ・ミニカンファレンス 必要に応じ適宜開催
- ・緊急会議 必要に応じ適宜開催

委員会

- ・防災対策委員会 月1回（第1火曜日 13：00～13：45）
- ・性教育委員会 月1回（第1火曜日 13：45～14：30）

V 相談支援業務及び行事等予定

日々の相談支援業務については、「母子生活支援施設 虹ヶ丘園 運営規程」、「母子生活支援施設 虹ヶ丘園 福祉サービスガイドライン」、その他各種マニュアル等に則り、誠実かつ確実に実施するよう努める。

施設行事、研修、実習受け入れに関する行事等の予定は別添「令和6年度 虹ヶ丘園 行事等予定表」のとおりとする。

以上

令和6年度 虹ヶ丘園 年間行事等予定表

月	日	法人行事等	日	施設行事等	担当者	研修		担当者	日	実習		
						研修名	主催			学校名	人数	担当者
4	1	辞令交付		避難訓練 避難訓練			施設内研修(新任)					
5		法人監事監査 第1回理事会		母健康診断 母の日行事(児童会行事) 避難訓練 消防設備点検 防犯訓練			福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(初任者コース)	群馬県社会福祉協議会				
6		全体会議 法人内職員研修 合同避難訓練 評議員選任・解任委員会 第1回評議員会 第三者委員への苦情解決報告会		合同避難訓練			スーパービジョン研修 全国母子生活支援施設研修会 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(中堅職員コース) 児童福祉施設指導者合同研修	全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会 群馬県社会福祉協議会 子どもの虹情報センター				
7	1	広報誌発行 ホームページ更新 スキルアップセミナー		熊野町夏祭り(学童行事) 避難訓練			関東ブロック母子生活支援施設研究協議会	関東ブロック母子生活支援施設協議会				
8		合同納涼祭		県内母子生活支援施設交流会(施設行事) 避難訓練			DV被害者等支援機関研修会及び相談対応力向上研修会(基礎編)プログラム 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(チームリーダーコース)	群馬県生活こども課男女共同参画係 群馬県社会福祉協議会				
9				避難訓練 避難訓練(学習室) 非常時物品点検 児童防災学習会(施設行事)								
10				母子健康診断 職員健康診断 避難訓練 親子外出(施設行事) ハロウィン(児童会行事) 防災訓練(災害福祉ネットワーク)			全国母子生活支援施設研修会 群馬県児童福祉司任用資格等研修 DV被害者相談や支援に関わる人を対象とした実務講座 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(部門管理者)	全国母子生活支援施設協議会 群馬県中央児童相談所 群馬県女性相談所 群馬県社会福祉協議会				
11		第2回理事会		避難訓練 食育教室(母)(施設行事) 消防設備点検			苦情解決セミナー 母子生活支援施設職員指導者研修 年末調整説明会	群馬県社会福祉協議会 子どもの虹情報センター 館林税務署				
12		全体会議 法人内職員研修		避難訓練 クリスマス会(児童会行事)			社会的養護を担う児童福祉施設長研修会 福祉施設OJT担当者研修会 福祉マネジメント力を高める研修	全国社会福祉協議会 群馬県社会福祉協議会 群馬県社会福祉協議会				
1	1	広報誌発行 全体会議(新年挨拶会)		避難訓練 避難訓練(学習室) 虹ヶ丘園新年会(友の会行事)			ファミリーソーシャルワーク研修	全国社会福祉協議会				
2				節分行事(学童行事) 避難訓練			関東ブロック母子生活支援施設協議会施設長・職員合同研修	関東ブロック母子生活支援施設協議会				
3		全体会議 法人内職員研修 第3回理事会		ひな祭り(児童行事) 進路進学を励ます会(施設行事) 避難訓練			テーマ別研修	子どもの虹情報センター				
	31	辞令交付										

※定例行事等・・・月2回実施
月1回実施
2ヶ月に1回実施
火・金曜日実施
随時

：運営会議(法人)、調整会議
：高機能化会議、多機能化会議(法人)、職員会議、アセスメント会議、自立支援会議、職種会議、友の会例会、避難訓練、室内設備点検、公文書会議、防災対策委員会、性教育委員会
：児童会定例会
：公文学習(国語・算数)
：緊急会議(入所・退所時、苦情、他)、ミニカンファレンス